

資料 3

1) 議題案名：ODAと人権のアカウンタビリティ

2) 議題の背景：日本政府は、1991年に「ODA4原則」、1992年に「ODA大綱」を公表し、その第4番目の原則として、援助の判断に際し、民主化、基本的人権、自由の保障に、十分注意を払うと規定した。こうした政策策定の結果、JICAでも、援助プロジェクトのための一連のガイドライン・政策が策定されてきた。

3) 議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）：しかし、重大な人権侵害を行っている国に対して、日本政府は多額な援助を提供し続け、ODA大綱の4番目の原則が適切に施行されていない。被援助国政府が日本の援助を受けとるためには、基本的人権保護・促進に向けた自助努力を行なっていることを明示の条件にすべきであるが（但し、人道援助には条件を付けるべきではない）、現在、具体的なインディケーターは存在していない。

4) 外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）：ODA大綱や各種ガイドラインに言及されている「基本的人権の保障」や「人権への配慮」の文言は抽象的であるが、具体的に何を意味し、それをどのように案件の実施に反映しているのか。外務省やJICA内で、人権がどれだけ主流化されているのか。外務省やJICA内で行われている研修や国別レポートに、人権の内容がどれだけ導入されているのか。1990年代からは、開発のプロセス自体に人権の視点を組み込む「権利（人権）に基づく開発アプローチ（Rights based approach to development : RBA）」が国連機関等で採用されるようになり、昨年の釜山会議でもRBAが取り上げられたが、なぜ日本政府はRBAの支援に関して消極的なのか。

5) 議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）：外務省やJICA内で人権が主流化されていないのであれば、その努力をしていただきたい。開発プロジェクトに伴う住民移転で多くの住民がさまざまな問題（生活レベルの低下、情報公開の不透明性、協議への消極的な参加、異議申し立ての不機能など）に直面しているが、JICAは現状把握をしていないだけでなく、住民への細かいフォローアップを行っていない。そのため、JICAが現地のNGO(特に人権団体)とパートナーシップを結ぶことを提言する。RBAをODAの方針に導入していただきたい。④来年開催のTICADでは、人権尊重や不処罰に関する議題を挙げていただきたい。日本政府はICCへの最大の分担金拠出国であるが、重大な人権侵害国と人権外交も行う必要がある。

氏名：米川正子

役職：コンサルタント

所属団体：ヒューマン・ライツ・ウォッチ

連絡先：masako.yonekawa@gmail.com